

障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの 情報コミュニケーション等に関する条例のあり方検討について

1 主旨

区では、せたがやノーマライゼーションプランにおいて「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を基本理念に掲げ、各施策を展開している。

一方、日常生活や社会活動などにおいては、障害を理由として就労や移動、生活環境など様々な場面で社会的障壁や差別、偏見がいまだに存在する。加えて、性や暴力などの要素により複合的なものとなる場合もある。

このため、東京2020大会を契機とした先導的共生社会ホストタウンとしての取り組みなどにより障害理解の促進や差別解消に関する普及啓発に取り組んでいるが、障害当事者やその家族などから「障害当事者を地域で見守り、支える環境の整備」や「言語としての手話を始めとする障害者のコミュニケーション手段の利用しやすい環境の構築」などが求められている。

こうした状況を踏まえ、あるべき姿について議論を積み上げながら、その目的や基本理念、役割などを区民、事業者などと広く共有し、参画・協働によりその実現が図られるよう、条例のあり方について検討を進める。

2 他自治体の取組み状況（4ページ参照）

- ・東京都では、障害理解の促進及び差別解消の推進に関する条例に、「言語としての手話」の普及等の情報保障を含めて明記している。
- ・都内区市町村では、16区1市で条例が制定されている。（令和2年度末現在）

3 条例のあり方検討に向けた方向性

せたがやノーマライゼーションプランに基づき、障害理解の促進や障害者の差別解消のため、施策の総合的かつ計画的な推進に向け、課題を解決し実効性のある内容となるよう次の方向で検討する。

- （1）地域共生社会の実現に向けた取組みに関する基本的な考え方を明らかにする。
- （2）区の責務並びに区民、事業者、障害者団体等が役割を持ち、相互に連携協力して、障害理解の促進や障害者の差別解消に向けた取組みを進める。
- （3）障害当事者の地域での見守りや情報を発信するために必要な事項を定め、障害当事者や家族が、地域での安心した生活をおくることを目指す。
- （4）手話を始めとする障害者のコミュニケーションに関する内容を記載する。

4 検討体制

- ・ 専門家会議を設け、メンバーは次のとおりとする。
 - ① 専門家（障害者施策推進協議会学識経験者、専門家）
 - ② 障害当事者・障害者団体
 - ③ 社会福祉関係者
 - ④ 事業者
 - ⑤ 区民（障害者施策推進協議会区民委員、無作為抽出選出者）
 - ⑥ 行政（区障害福祉部長）
- ・ 地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会、自立支援協議会、障害者福祉団体連絡協議会等に対して検討状況を報告し、意見等を適宜反映させる。
- ・ 庁内に設置されている障害者差別解消推進委員会のもとで検討する。

5 条例における取組みのイメージ

区では、先導的共生社会ホストタウンとして取組みを推進しているところであるが、鳥取県を中心に、地域の見守り活動として「あいサポート運動」が全国的に広がりを見せている。

こうした取組みを参考に、区民や事業者等による地域の見守り活動を区内全域で広げられるよう、条例に基づく取組みの一環として、次のとおり「(仮称) 地域の見守り活動推進事業」を検討する。

(1) (仮称) 共生社会入門講座

現在実施している「小学校への手話講師の派遣」や「障害者相談支援事業所、企業等への訪問研修」に加え、よりきめ細かな単位の地区において意識啓発ができるよう、区民を対象とした共生社会に関する入門講座を実施する。

本講座を通して、障害種別による特性や合理的配慮など、障害者に関する基本的な知識を身に付け、日常生活の中で実践していただく。

(2) (仮称) 地域の見守り活動推進協力員制度

合理的配慮に向けた区の助成事業を活用している店舗や障害当事者、家族が日常的に訪れる薬局等の事業者に対し、困っている当事者を見かけたり、気になる情報が入った際には、率先して当事者を受け入れ、保護者や関係機関等につないでいただくよう協力依頼をする。

主旨に賛同していただいた店舗や事業者に対し、区から「(仮称) 地域の見守り活動推進協力員」として認証するステッカーを交付し、掲示した協力員となる店舗を中心に、地域の見守り活動を行っていく。

(3) 地域の見守り活動に貢献した区民・事業者等の表彰

地域の見守り活動や障害者への合理的配慮の活動を積極的に行い、模範となる活動を行った個人や団体、事業者を地域から広く推薦を受け、表彰を行う。

※ 毎年12月に開催する「区民ふれあいフェスタ」で行う区長表彰の対象者は除く。

6 今後のスケジュール（予定）

令和3年

- 7月 障害者施策推進協議会(条例の基本的な考え方、スケジュール等)
地域保健福祉審議会（条例の基本的な考え方、スケジュール等）
- 8月 政策会議（条例の基本的な考え方、スケジュール等）
- 9月 福祉保健常任委員会（条例の基本的な考え方、スケジュール等）
- 10月 専門家会議（骨子案）
- 11月 政策会議（骨子案）
障害者施策推進協議会(骨子案)
地域保健福祉審議会（骨子案）
- 12月 専門家会議（素案）
政策会議（素案）

令和4年

- 1月 ワークショップ（素案）
- 2月 福祉保健常任委員会（素案）
- 3月 障害者施策推進協議会(素案)
地域保健福祉審議会（素案）
- 5月 パブリックコメント（素案）
シンポジウム（素案）
福祉保健常任委員会（主要事務事業）
- 6月 専門家会議（パブコメ等結果、案）
- 7月 障害者施策推進協議会(パブコメ等結果、案)
地域保健福祉審議会（パブコメ等結果、案）
- 8月 政策会議（パブコメ等結果、案）
- 9月 福祉保健常任委員会（パブコメ等結果、案）
- 10月 第3回定例会（案）、議決
区決定
- 11月以降 区民周知（区のおしらせ、ホームページ、リーフレット等）

令和5年

- 1月 条例施行

※上記の会議のほか、庁内会議や障害者福祉団体連絡協議会、障害当事者、家族等の意見を伺い、検討を進める。

他自治体における関連条例の概要

| | 東京都 | 鳥取県 | 明石市 |
|------|--|--|---|
| 名 称 | 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例 | 鳥取県みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例 | 明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例 |
| 施行年月 | 平成 30 年 10 月 | 平成 29 年 9 月 | 平成 28 年 4 月 |
| 構 成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援相談員 ・ 紛争の防止、解決のための体制 ・ 調整委員会 ・ 情報保障の推進 ・ 言語としての手話の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ・ あいサポート運動の推進 ・ 障害者差別解消相談支援センターの設置 ・ 災害に備えた支えあいの地域づくり ・ 災害発生時の対応 ・ 障害者の就労促進 ・ 文化芸術の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害理解に関する施策の実施 ・ 相談及び助言等 ・ あっせん ・ 差別解消を支援する地域づくり協議会 |
| 特 徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援相談員の配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ あいサポート運動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくり協議会の設置 |